

# 審査単位について

## 別紙2\_補足資料\_No.9\_審査単位について

### 1. 本資料の概要

別紙2項番9枝番1の要件について、経過管理・電子決裁サブシステムで届書を審査する際の審査束の単位を示すものである。

### 2. 参考資料

なし

### 3. 留意点

- 厚生年金保険、国民年金のそれぞれの制度により審査単位の考え方が異なること。

### 4. 詳細

#### ① 厚生年金保険の場合

審査単位は、届出者単位とする。（「届書及び添付書類の束の単位」と一致する。）

※詳細は、別添資料1を参照のこと。

#### ② 国民年金の場合

審査単位は、被保険者単位とする。 ※基本設計書の変更はなし。

○ 審査事務の単位に係る概念図(同時に複数届が提出された場合)

